

① 説明事項 「公表の対象となる随意契約」、「公表の時期及び内容」の説明

○ **公表の対象となる随意契約**

公表の対象となるのは、市が締結する随意契約のうち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を根拠として随意契約により契約を行うもので、具体的には次の様な契約が対象となります

- (1) 障害者支援施設・地域活動支援センター・障害福祉サービス事業施設等の製作品を買い入れる契約及び役務の提供を受ける契約
- (2) シルバー人材センター及び同連合から役務の提供を受ける契約
- (3) 母子福祉団体が行う事業で配偶者のない児童扶養者・寡婦に係る役務の提供を受ける契約

○ **公表の時期及び内容**

公表は、次の 3 の段階でそれぞれ公表するほか、内容に変更等があった場合は変更の内容あるいは変更の理由を再度公表します。

- (1) 契約締結の見通しの公表
公表の時期 年度当初又は新たな契約の予定が生じた時
公表の内容 契約の名称及び数量、締結する時期、相手方の選定方法
※ この公表は、変更が生じた場合は再度公表します。
- (2) 契約締結前の公表
公表の時期 契約を締結しようとする時（契約締結前）
公表の内容 契約の名称及び数量、締結する時期、相手方の選定方法及び選定基準
- (3) 契約締結後の公表
公表の時期 契約を締結した時（契約締結後）
公表の内容 契約の名称及び数量、締結年月日、契約金額
相手方の氏名（名称）及び住所（所在地）、代表者氏名
※ この公表は、契約金額の変更を伴う契約の変更があった場合、変更内容及び変更の理由を再度公表します。